

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

綾 部 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、農業の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化継承など、農産物生産以外の多面にわたる機能の発揮や保全を促進するため、綾部市の促進計画を策定する。

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 中部地区

…綾部・中筋・吉美・西八田・東八田

#### (1) 現況

本地区は、JR綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道などに市街地が形成され、本市の都市機能が集中している。自然環境と市民の生活環境との調和、住宅地に近接する農地での生活環境に配慮した営農活動が必要であり、農家数の少ない集落での農地保全も重要である。また、市街地周辺の河川流域の平坦部に団地規模の農地やほ場整備田を中心とする優良農用地があり、稲作経営の安定化とハウス施設栽培の推奨、施設園芸の取組強化を目指している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 西部地区

…豊里・物部・志賀郷

#### (1) 現況

本地区は、農業基盤整備が完了した大規模なほ場が多く、農業大学校や農業生産法人があり、担い手養成や新規就農の取組も行われるなど、本市農業の中心地となっている。稲、豆類、茶、畜産などとこれらの複合経営や先進的な営農が取り組まれている。農業生産性の向上と近代的農業の振興を図るため、土地利用型作物の振興と施設園芸を促進し、それに伴う土づくりとして耕畜連携を進める。一方、多くの茶園が山間部に点在しており、機械化が容易でないため、新・移植の推進により産地としての確立を目指す必要がある。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号及び3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 東部地区

…山家、口・中・奥上林

### (1) 現況

本地区は、地域面積の約87%を森林が占める典型的な山村地域で、過疎・高齢化が著しく進行しており、地域活性化に取り組む「水源の里」が先進例として全国から注目されたところである。定住促進対策によるコミュニティの再生や荒廃農地の発生防止、耕作放棄地の解消、野生鳥獣被害の防止による生産確保のほか、上林川下流域の一部に散在する農地や山間部の農地で、山間部特有の気候を利用した作物振興や基盤整備を積極的に進める必要がある。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## **3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	綾部市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②		
③		

## **4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

## **5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

### 1 対象農用地の基準

#### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落

協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

旧市街化区域を除く綾部市全域

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画、不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 綾部市の判定によるもの

##### a 緩傾斜農用地

勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満である農用地

##### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

## 2 集落協定の共通事項

特になし

## 3 対象者

認定農業者に準ずるものとは、綾部市が「綾部市地域農業担い手認定制度実施要領」に基づき認定する者とする。